

情報共有

議会や行政が積極的に公開する情報を町民と共有すること

自治の基本原則

町民参加

暮らしやすい地域社会を目指し町民が議会及び行政運営に参加すること

協働

町民と議会及び行政が協力して解決すべき課題に取り組むこと

◆【前文】 中標津町自治基本条例を制定するにあたっての、理念や基本的な考え方を明らかにしています。

◆第1章【総則】 第1条 目的 第2条 用語の定義 第3条 自治の基本理念 第4条 自治の基本原則

◆第2章【基本原則に基づく制度】
第5条 情報共有 第6条 個人情報の保護 第7条 第8条 町民参加の機会の確保 第9条 町民参加の方法
第10条 町民の意見提案への対応 第11条 住民投票 第12条 協働の推進
第1章で掲げた理念や『情報共有』『町民参加』『協働』の原則を受け、具体化するための制度を定めています。

◆第3章【町民】
第13条 町民の権利 第14条 町民の役割
町民の権利及び役割を定めています。

◆第5章【議会】
第20条 議会の役割 第21条 議会の権限
第22条 議会の責務 第23条 議員の責務
町の意思決定機関としての役割や権利、責務について定めています。

◆第6条【行政】
第24条 町長の責務 第25条 行政の責務
第26条 職員の責務
町長、行政、職員について、それぞれの責務を定めています。

◆第4章【町内会及び町民活動団体】
第15条 町内会及び町民活動団体の定義
第16条 町内会及び町民活動団体の役割
第17条 町内会及び町民活動団体にかかわる町民の役割
第18条 町内会及び町民活動団体にかかわる議会の役割
第19条 町内会及び町民活動団体にかかわる行政の役割
町内会及び町民活動団体の定義や役割を明らかにするとともに、それにかかわる町民、議会、行政の役割を定めています。

◆第7章【議会と行政の関係】
第27条 議会と行政の関係
議会と行政の関係について定めています。

◆第8章【行政運営】
第28条 総合計画 第29条 財政運営
第30条 政策法務 第31条 職員の任免及び育成
第32条 行政手続 第33条 行政評価
第34条 危機管理
総合計画や評価、危機管理体制等、行政運営のために必要な基本的な制度等を定めています。

◆第9章【連携及び交流】 第35条 国、北海道及び他の市町村との連携 第36条 国内外との交流
国内外の交流を深めるとともに、中標津町だけでは対応が難しい課題について、他の自治体や団体、国及び北海道と連携し解決にあたることを定めています。

◆第10章【条例の見直し】 第37条 条例の見直し 第38条 中標津町自治推進会議
中標津町自治基本条例の見直しについて定めています。

◆第11章【条例の位置付け】 第39条 条例の位置付け
中標津町自治基本条例が、中標津町の運営を支える基本的な考え方や仕組みを定めた、中標津町の憲法（最高規範）として位置付けることを定めています。

条例の理念・原則

理念・原則を受け
制度

制度の担い手の具体化

条例の維持・発展の制度

中標津町自治基本条例
体系図